

社会福祉法人天照福社会旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人天照福社会の理事及び監事及び評議員に対して支給する旅費に対し、必要な事項を定める事を目的とする。

(種類)

第2条 旅費の種類は車賃・日当等を定めたものを一律に旅費とする。

(金額)

第3条 旅費の金額は次のとおりとする。

一日につき

- | | | |
|---|-------------|-------|
| 1 | 理事会 | 3000円 |
| 2 | <u>評議員会</u> | 3000円 |
| 3 | 監事監査 | 3000円 |

第4条 この規程に定めてない事項については、施設に定める旅費規程を準用することとし、車賃等については施設長の額と同等の取り扱いとする。

付 則

この規定は平成10年4月1日より適用する。

この規定は平成29年4月1日より適用する。